

「電波利用料制度に関する研究会」報告書(案)に対する意見募集の結果(概要)

「電波利用料制度に関する研究会」報告書(案)について、平成19年7月5日(木)～7月19日(木)までの間、意見を募集(応募総数:149の団体及び個人)

章	節	項目	意見概要	研究会の考え方	意見者
第3章	第2節	電波利用 共益事務 の性格	電波利用料のような限りなく税に近い性質を持った財源は、税制調査会等で議論し、国会の審議を経て決定されるべきもの。	電波利用共益事務は、現行の「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」という定義に即し、当該事務による無線局の免許人等の受益と負担の関係が全体として保持され、基本的に負担額が使途に係る費用と同額となる考え方に基づけば、広義の手数料としての性格は明らかであり、国により提供される役務に対する反対給付の性格を持たない税とは異なるもの。	個人
第3章	第2節	電波利用 共益事務 の性格	「共益事務による無線局の免許人等の受益と負担の関係が全体として保持され、基本的に負担額が使途に係る費用と同額となる現行の考え方を維持することが適当」であるとの報告書案の結論に賛同	報告書(案)に賛同	ウィルコム、インテル 他2者
第3章	第3節	電波利用 共益事務 となるも の選定 の考え方	電波利用共益事務の使途は電波利用料負担者の納得が得られるよう選定してほしい	電波利用料の使途については、免許人等の理解が大事であり、今般においても意見公募や公開ヒアリング等を実施。今後も免許人等への意見の募集等を通じ、納得の得られる使途の選定を行っていく必要がある。	電気事業連合会、 ジェイサット
第3章	第5節	受益と負 担が迅速 に連動で きる制度 の導入	電波利用料の使途または料額を政令で定めることに反対、または慎重な検討を行うべき。	電波利用料の使途及び料額については、電波法により明確に定められているところ。電波法に規定される大枠について国会の審議を経た上で、その大枠の中で細部について政令に委任することで、国会の適正なコントロールを維持することができないか検討が必要。なお、国会における附帯決議(平成17年10月)においても、電波使用料の使途の公正性・透明性の確保の一層の向上を図り、受益と負担の関係の明確化に努めることとされているところ。	テレビ朝日、NHK 他 29者

章	節	項目	意見概要	研究会の考え方	意見者
第3章	第5節	受益と負担が迅速に連動できる制度の導入	新たな用途が追加される場合は、その用途の内容を踏まえその受益に見合った負担割合となるよう、適正な料額設定とすることが不可欠。また、一定の範囲の見直しでも、免許人の意見を述べる機会を与える等、オープンな形での変更手続きを希望。	ご指摘のとおり、電波利用料制度の運用に当たっては、その透明性・客観性の確保には十分留意する必要があると思料。	NTT西日本、ウィルコム 他4者
第4章	第1節	基本的な考え方	制度本来の趣旨に立ち返った用途の明確化と効率化努力による電波利用料の歳出削減が必要ではないか	電波利用料の用途については、制度の創設当初より電波法により明確に定められているところ。なお、用途の追加に際しては、現行の用途の必要性、有効性、効率性を勘案しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることがないように留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要があると考えているところ。	ソフトバンク、テレビ朝日 他32者
第4章	第1節	基本的な考え方	用途総額が現状より大きく上回ることをしないよう留意し予算規模が適正となるよう配慮するのみに留まらず、現状より大きく上回ることをしないよう予算規模を精査できる仕組みの導入が必要	同上。これに加えて、電波利用料の歳入・歳出額については、予算編成過程において、今後とも、予算規模の精査が行われるものと思料。	電気事業連合会、毎日放送 他4者
第4章	第1節	基本的な考え方	「携帯電話等エリア整備の充実」、「デジタル中継局整備支援」、「辺地共聴施設のデジタル化支援」は、電波利用共益事務に該当しない	これらの3つの事業は、最初のものが「大出力の電波を使用することなく、弱い電波により辺地等だけをサービスエリアにすることにより、他の無線局に混信を起こさずに電波利用を拡大する事務」、残りの2つが「大出力の電波を使用することなく、弱い電波等により、限定的なサービスエリアを確保し、既存のアナログテレビジョン放送局等他の無線局に混信を起こさずに電波利用を拡大する事務」と考えられるものであり、電波利用共益事務の考え方にも適うものと思料。なお、第3章「電波利用料共益事務の範囲」でも触れているとおり、当該事務のコストが当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内であり、負担の分担が電波利用料として負担する者の間で納得のできるように設定されていることが重要と認識。	電気事業連合会、トヨタ 他5者

章	節	項目	意見概要	研究会の考え方	意見者
第4章	第3節	地上放送のデジタル化への完全移行	アナログ周波数変更対策業務と送受信環境整備支援事業は車の両輪であり、双方が行われて初めて130MHzの利用が可能。地上デジタル放送への移行は無線局全体の受益を直接の目的とするものと位置付けることができることから、電波利用料の支弁理由は正当。	これらの事業は、各々「サイマル放送期間中に、デジタル放送間の混信が予想される地区において、大出力の電波を使用することなく、弱い電波により限定的なサービスエリアを確保し、他の無線局に混信を起こさずに電波利用を拡大する事務」、「アナログ周波数変更対策業務における受信者対策同様、デジタル混信等対策に関する付随的な援助を行う事務」として、電波利用共益事務の考え方に適うものと思料。なお、第3章「電波利用料共益事務の範囲」でも触れているとおり、当該事務のコストが当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内であり、負担の分担が電波利用料として負担する者の間で納得のできるように設定されていることが重要。	テレビ朝日、和歌山県 他4者
第4章	第3節	地上放送のデジタル化への完全移行	原則民間で調整し解決すべき「デジタル混信等対策」や視聴者へのサービス向上のために放送サービス提供者自身に対応すべき「デジタル受信相談体制の整備」も同様に電波利用共益事務に該当しない		NTTドコモ、KDDI 他2者
第4章	第4節	国際競争力の強化	個々の研究開発の妥当性と、具体的なメリットが事前に明確に示される仕組みを確保すべき	個々の研究開発案件の実施に当たっては、専門家による事前・中間・事後の評価を実施しており、各々の評価時における妥当性や期待される効果について判断されているところであり、今後とも客観的で厳正な評価が実施されるべき。	テレビ朝日、東京電力 他4者
第4章	第5節	その他の主な用途	安全・安心に電波を利用するための環境整備の事業は拡充すべき	「相談業務体制の充実」や「国民に対する周知・広報に取り組む業務の拡充」により、さらに安全で安心な電波環境の整備・実現が可能になるものと思料。ご意見は報告書(案)に賛同するものと理解。	KDDI 他3者
第4章	第5節	その他の主な用途	電波監視施設の更改等の実施に加えて、不法電波への迅速な対応が可能となるよう実効性のある監視拡充と体制強化の用途として、歳出等の増額等を考慮すべき。	ご意見のとおり、実効性のある電波監視業務を遂行するための人員・設備について、今後とも、必要量を確保していくべき。	NTTドコモ、KDDI

章	節	項目	意見概要	研究会の考え方	意見者
第4章		その他	離島・山間地において、現在使用している固定マイクロ回線の代替伝送路の構築に、電波利用料からの補助を希望	ご提案の固定無線システムの他周波数帯への移行や光ファイバへの代替が、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」となることについての十分納得の得られるような説明がなされていないものと思料。	NTT東日本、NTT西日本
第5章	第1節	基本的な考え方	平成17年の電波法改正において、アナログ周波数変更対策は「b群」に位置付けられており、現時点でその位置付けを変更することは政策の整合性を欠くことになる	アナログ周波数変更対策の結果として新たに利用できることになる周波数帯については、情報通信審議会において、具体的な用途及び周波数の使用方法についての検討が行われたところ。特定の逼迫帯域の経済的価値を向上させるものとの解釈も生じ得ることから、今後、a群、b群のいずれか(または何らかの按分により両方)に属させることが適当であるか、早急に検討を行うことが適当。	テレビ朝日、ジェイサット 他27者(放送事業者)
第5章	第1節	基本的な考え方	3GHz以下の帯域の細分化については、平成20～22年度の電波利用料の見直しに間に合うよう早急に検証し実施することを本報告書にも記載すべき。	報告書(案)にあるとおり、a群に係る費用の帯域配分については、周波数帯域の逼迫度合い等、経済的価値を勘案する上で、現行の配分が適切か、改めて検証する予定。	ソフトバンク
第5章	第2節	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	携帯電話事業者と放送事業者の負担額を比較する場合には、自らが負担している額で比較すべき(包括免許分は利用者に転嫁しているため)	電波利用料は、転嫁先が誰であるかに関わらず、無線局の免許人から徴収されるものであり、無線局免許人としての携帯電話事業者と放送事業者からの徴収額を比較すれば、報告書(案)に記載したとおりの考え方になる。	テレビ朝日、東京放送 他23者(放送事業者)

章	節	項目	意見概要	研究会の考え方	意見者
第5章	第2節	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当であるが、これは使用周波数帯域幅とは別の要素として明確な形で行う必要がある。」について、「使用周波数帯域幅とは別の要素として明確な形で行う必要」については従来の勘案要素が継続することを要望	報告書(案)にもあるとおり、「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ、中期的な視点を加味して考えていくことが適当」としている。この考え方に則り、従来の勘案要素の適用が妥当か否かを判断することが適当。	フジテレビジョン、NHK 他6者(放送事業者)
第5章	第2節	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	通信と放送の公共性を同等に扱う考え方に反対。通信にも公共性はあるが、放送の場合、あまねく努力義務、災害放送義務、選挙放送等法定された放送独自の規律が課せられており、通信の公共性と同一には論じることは困難。	実際の負担額を算定するに当たっては、各業務について公共性等の勘案を行うことが必要と思料。	フジテレビジョン、テレビ朝日 他31者(放送事業者)
第5章	第2節	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	「a群に係る費用については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて配分すべき」との報告書案の結論に賛同	報告書(案)に賛同	NTTドコモ、ウィルコム 他5者
第5章	第2節	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	放送事業者は2010年までアナログ周波数変更対策業務に関わる追加的な電波利用料を負担しているが、「平成17年度電波利用料見直しに関わる料額算定の具体化方針」において、その期間は特例措置として放送事業者の「a群」に係る金額を「おおむね現行水準程度に設定すること」とされており、こうした勘案要素はいずれも政策としての必要性から設けられているものと理解。放送事業が持つこうした公共的な役割と事業運営の性格について、十分勘案されることが必要	報告書(案)にあるとおり、a群については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数幅に応じて分配すべき。ただ、実際の負担額を算定するに当たっては、公共性等の勘案は必要と考えられるが、使用帯域幅そのものとは別の要素として検討することが必要。	テレビ朝日、NHK 他6者(放送事業者)

章	節	項目	意見概要	研究会の考え方	意見者
第5章	第3節	国等の無線局の電波利用料負担	国の無線局は、国民の生命・財産を守るために不可欠であり、広く公益に資することから電波利用料の徴収を免除すべき。		国土交通省、気象庁
第5章	第3節	国等の無線局の電波利用料負担	規制緩和3ヶ年計画では、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合」、電波利用料の負担を求めないとの趣旨が明確にされているところ、およそ警察が開設している無線局については、当該条件を十分に満たしていることから、そもそも負担を求められないと理解	非常時の国民の安全・安心を直接の目的とする無線局については、地方公共団体の無線局と同様に、電波利用料の免除または減額を行うことはあり得るものと考えられる。しかし、地方公共団体の無線局については、通信の目的等により、免除または減額の可否を判断しているところであり、国の無線局についても、通信の目的等により判断を行うことが妥当と考えられる。	警察庁
第5章	第3節	国等の無線局の電波利用料負担	電波利用料の減免を受けている国等の機関についても減免の範囲を見直すとの、報告書案の結論に賛同		ウィルコム、ジェイサット 他4者
第5章	第3節	国等の無線局の電波利用料負担	電気事業は、重要無線通信を定義付けている電波法の中に明らかであるので、追記されたい。	報告書(案)においては、業務の例示として記載しているものであるが、重要無線通信の無線局の中には電気事業の用に供する無線局等他の無線局も含まれていることから報告書(案)に「等」を追加する。	電気事業連合会
第5章	第3節	国等の無線局の電波利用料負担	国等の無線局における「真に高い公共性」の定義は明確ではなく、本当に「真に高い公共性」を有しているのであれば国庫による電波利用料の負担を行い、「公共化のコスト」として明確化すべき。	非常時の国民の安全・安心を直接の目的とする無線局については、電波利用料の免除または減額を行うことはあり得る。しかしながら、同様の事例のある地方公共団体の無線局についても、通信の目的等により、免除または減額の可否を判断しており、国の無線局についても、通信の目的等により判断を行うことが適当。	ソフトバンク
第5章	第3節	国等の無線局の電波利用料負担	電波利用料負担は、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」のとおり電波の有効利用努力の促進手段として必要とされており、研究会意見のとおりインセンティブが働くことを十分に検証すべき	免許人の業種、性格等に拘わらず、電波利用自体は継続しながら狭帯域化などによる電波の有効利用方策は採り得るものであり、この観点から電波利用料の徴収は電波の有効利用のためのインセンティブを高める上で意味があるものと思料。	国土交通省、海上保安庁、気象庁

章	節	項目	意見概要	研究会の考え方	意見者
第5章	第4節	免許不要局からの徴収	免許不要局から電波利用料を徴収することに反対または徴収の是非を慎重に検討すべき。また、平成16年度「電波有効利用政策研究会」では免許不要局からは電波利用料を徴収しないことが適当との報告を行っているが、その時との違いは何か。	周波数帯を占有して使用する免許不要局については、電波監理がなされており、安定的な電波利用が期待されることから、徴収方法、負担額に対する徴収コスト等を含め、今後中長期的な課題として負担について検討を行うことが必要であるとしているもの。なお、現在の免許不要局で周波数帯を占有して使用するものは存在しない。	CIAJ、JEITA 他63者
第5章	第5節	各無線システム内での負担配分における勘案要素	基地局に関して、空中線電力等、エリアの大きさを考慮した算定方法を採用することが望ましい 包括登録局である小型基地局について、無線局規模と比較し過度の料金とならないような配慮を希望	現行制度においても、a群に係る費用を各無線システム内において個別に配分する際には、電波の逼迫程度を勘案した地域性や出力等の量的要素を勘案しており、今後ともこれらの要素を勘案していくべきと認識。	ウィルコム